

横浜市技能文化会館指定管理者の公募にかかる質問と回答

No	書類	頁	項目	質問内容	回答
1	公募要項	15	7(3)イ 業務の引継ぎ	前指定管理者からの業務引継ぎはいつから、どの程度の期間を想定すればよいか	第3回市会定例会での議決をもって次期指定管理者として選定する予定です。そのため、約6か月間を引継期間として想定しています。
2	業務の基準	4	4(1)施設及び設備等の保守管理に関する業務	指定期間内における施設及び設備等の更新、リニューアル計画の予定があるか	現段階で確定している、施設及び設備等の大規模な更新、リニューアル計画の予定はありませんが、 ・法定点検(12条点検など)の指摘事項に対する対応 ・正面玄関シャッターレール更新 について、修繕の必要性を検討しています。(なお、修繕に当たっては、市と指定管理者が協議しつつ進めていきます。)
3	業務の基準	4	4(1)ウ 備品等の保守管理	備品類等(大型備品含む)の帰属は市か指定管理者かをご教示いただけないか	前指定管理者から引き継いだ備品等の帰属は市、指定管理者が自己の費用により購入又は調達する備品等の帰属は指定管理者となる想定でいます。
4	その他	20	令和5年度事業報告書 収支決算①収支決算書	リース料(令和5年度:3,400,596円)の内訳が分かればご教示いただけないか	以下7項目です。 ・AED 139,920 ・輪転機 206,976 ・コピー機 611,160 ・シュレッダー 153,120 ・LED 1,079,760 ・PC 1,143,000 ・駐車場精算機 66,660
5	公募要項	15	7(3)開業準備及び業務の引継ぎ ア、イ	電話回線及びインターネット等の通信環境は継承できるのか、新しい指定管理者が敷設し直すのか	継承できますので、敷設し直す必要はありません。
6	その他	20	令和5年度事業報告書 収支決算①収支決算書	収支差引金額が6,070,439円とあるが、その取扱いについてご教示いただけないか	指定管理者の利益となります。
7	その他	20	令和6年度事業報告書 収支決算①収支決算書	人件費の内訳についてご教示いただけないか	人事労務関係の内容のため、非公開です。

横浜市技能文化会館指定管理者の公募にかかる質問と回答

No	書類	頁	項目	質問内容	回答
8	公募要項	6	5.イ(カ)	決済システムと予約システムのシステム名、導入費及び年間費用についてご教示いただけないか	<p>予約システム名:横浜市市民利用施設予約システム オンライン決済サービス名:e-SCOTTサービス、EMV 3Dセキュア(3Dセキュア2.0)サービス (※1) 窓口決済サービス名:各指定管理者で決済代行業者を選定して契約(※2) 年間費用:80万円程度</p> <p>予約システムに、オンライン決済サービスの機能は既に導入されています。 (決済サービスが新規契約となる場合は、初期導入費も必要となります。)</p> <p>※1 安全にオンライン決済するための本人認証サービス</p> <p>※2 窓口決済で必須とするキャッシュレス決済手段・ブランド ・クレジットカード:VISA、Mastercard、JCB、American Express(アメックス)、Diners Club ・スマホ決済サービス(QRコード):PayPay、d払い、auPAY ・電子マネー決済:交通系電子マネー(Suica等)、WAON、nanaco、楽天Edy</p>
9	業務の基準	7	7留意事項(1)(2)	技能文化会館に入居、あるいは利用する団体等より依頼を受け、デジタルサイネージ等広告を設置または表示し、収益を得ることは可能か	<p>市と事前協議の上、指定管理者の負担で設置、表示等する広告であれば、収益を得ることは可能です。 当収益について収支報告書に収入として計上していただくとともに、施設の管理運営に充ててください。 掲載にあたり、横浜市広告掲載要綱、横浜市広告掲載基準ほか広告関連規程を遵守してください。 (https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/private-fund/ad/syousai/ad-kitei.html)</p>
10	業務の基準	1	1 事業の企画・実施に関する業務	(2)ウ(イ)がん患者のオンライン相談業務について、相談員は(ア)『相談員1-2名を本市及び〜』に記載がございます。こちらの相談員にて実施でよろしいでしょうか。オンライン用に指定管理者で用意するということではない、との認識でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
11	業務の基準	2	2 施設の運営に関する業務	(1)ア休館日について、令和6年4月から令和7年3月までの休館日を教えてください。	毎月第2水曜日と12/29～1/3が休館日です。
12	業務の基準	8	7 留意事項	(7)オ名札の着用について記載がございますが、服装等の規定はございますでしょうか。	現状、服装などに関する規定はございませんが、市民の皆様と日常的に接する機会が多いため、常に適切な服装を心がけてください。清潔感があり、礼儀正しい印象を与える服装にしてください。
13	業務の基準	4	4 施設の管理に関する業務	清掃業務について作業時間の制限・指定はございますでしょうか。	現状、清掃業務について作業時間の制限・指定はございませんが、業務の基準の5ページにも記載の通り、「清掃管理業務項目一覧 資料8」を参照してください。詳細は指定後に本市と締結する基本協定書等の中で定める予定です。なお、施設の運営・管理に関する業務について、公募要項6ページに記載の第三者評価の対象となる場合がございます。
14	業務の基準	4	4 施設の管理に関する業務	設備員の常駐人数・時間帯の指定はございますでしょうか。	現状、設備員の常駐人数・時間帯について指定はございませんが、業務の基準の4ページにも記載の通り、「設備管理業務項目一覧 資料7」を参照してください。詳細は指定後に本市と締結する基本協定書等の中で定める予定です。なお、施設の運営・管理に関する業務について、公募要項6ページに記載の第三者評価の対象となる場合がございます。

横浜市技能文化会館指定管理者の公募にかかる質問と回答

No	書類	頁	項目	質問内容	回答
15	業務の基準	4	4 施設の管理に関する業務	仮に頂戴している資料と実態に相違(設備台数の変更)があった場合、清算は可能性でしょうか。	市ホームページ(https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/keizai/sentei5.html)上でお示している資料1～13等は現在の指定管理者の業務等に基づいたものを参考資料として掲載しているものであり、市民のみなさまがより使いやすい環境の整備のために日々変更するものです。
16	関連資料	2	資料1	駐車場料金の変更は規定範囲内であれば可能でしょうか。	駐車場料金の変更をする場合、規定の範囲内において、指定管理者技能文化会館条例第9条2項に規定のとおり、規定範囲内の料金かつ市長の承認を得る必要があります。
17	関連資料	33	資料7	ESCO事業者が設置した設備について記載された資料はございますでしょうか。また、ESCO事業者が設置した設備は指定管理者管理対象外でよろしいでしょうか。	建築・設備図面については、市ホームページ(https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/keizai/sentei5.html)でご案内の通り、雇用労働課まで個別にご連絡ください。 ※本市が所有する建築・設備図面について開示請求にてお求めいただく必要がございます。なお、分量が多い等、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内の日まで延長となることがございます。 ESCO事業者が設置した設備も指定管理者管理対象となります。 指定管理者が行う業務について、第三者に委託する場合も、指定管理者の責任及び費用において行うこととします。
18	関連資料	33	資料7	仮にESCO事業者から依頼があった場合はESCO事業者より別途業務を受託することは可能でしょうか。	上記質問No.17にて回答の通り、ESCO事業者が設置した設備も指定管理者管理対象となります。
19	公募要項	15	7 協定及び準備に関する事項	(3) 開業準備及び業務の引継ぎ、イ 業務の引継ぎについて、業務のマニュアルは含まれますでしょうか。	含みます。
20	公募要項	6	イ事業計画書・事業報告書・評価について	(エ) アンケートについて、アンケートはオンラインでの実施は可能でしょうか。可能な場合の指定の仕様等はございますでしょうか。	可能です。ただし、オンラインでの回答が難しい方のために、紙等での回答方法も用意する等の対応をしてください。最低限、公募要項で指定する質問項目は掲載いただき、その他、具体的な質問項目、仕様等については指定後に市と協議の上、決定します。
21	公募要項	8	ウその他	(シ)自動販売機等について、指定管理者の収入として、適正に経理すること、とありますが、自動販売機以外に、例えば駐車場料金など指定管理者の収入として想定されるものがあれば、教えてください。	現状、想定される収入として、貸室利用料、駐車場利用料、講座・イベントの参加料、物販等の販売収入等があります。
22	その他	-	全般	目的外使用許可部分(居酒屋・喫茶店)に関する記載が確認できなかったのですが、誘致や管理など、指定管理者が行なう業務はない、という認識でよろしいでしょうか。	目的外使用許可部分の範囲については市ホームページ上でお示している資料5に記載の通りです。 目的外使用許可部分についても、設備の保守管理、清掃及び警備等について、原則指定管理者が実施します。管理等内容の詳細については、指定管理者が目的外使用許可を受けた団体、市と協議をした上で決定します。

横浜市技能文化会館指定管理者の公募にかかる質問と回答

No	書類	頁	項目	質問内容	回答
23	その他	-	全般	館に設置されている備品のうち、指定管理者の交代に伴い設置がなくなるものがあれば、教えてください。	公募資料ではないため、開示請求にてお求めいただく必要があります。なお、分量が多い等、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内の日まで延長となることがございます。
24	その他	-	全般	施設の設計図面等の入手がこれからのため、確認後追加質問は可能でしょうか。	他の応募予定者との公平性の観点からも、公募要項の配布開始より、要項に記載の通りのスケジュールで質問受付、質問への回答を実施します。
25	公募要項	12	(4) 応募手続きについて	CD-Rで提出するデータは、役員等氏名一覧表(様式3)のみとの認識でよろしいでしょうか。	お見込の通りです。
26	その他	-	—	現指定管理が持ち込んでいる備品一覧表をご開示願います。	公募資料ではないため、開示請求にてお求めいただく必要があります。なお、分量が多い等、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日の翌日から起算して60日以内の日まで延長となることがございます。
27	応募関係書類	-	各様式	各様式に社印の押印は必要でしょうか。	共同事業体の結成に関する申請書(様式2-2)のみ押印が必要となります。